

別紙 2 副地区ガバナーの空席補充規則

第2副地区ガバナー空席補充にあたっては、以下の規則に従って行われます。

根拠となる規則については、ライオンズクラブ国際協会 国際付則第9条第6項(d)、標準版地区付則第2条第6項です。

副地区ガバナーの空席補充規則

第1又は第2副地区ガバナー職に空席が生じた場合には、前地区ガバナー、第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナー並びに 地区内の正ライオンズクラブのグッドスタンディング会員である元国際役員全員の会議を、地区ガバナーが招集する。

残る任期の第1又は第2副地区ガバナーとして有資格のクラブ会員を任命することが、この会議出席者の義務である。空席を埋めるに当たり、この会議に出席するよう案内状を同会議の15日前までに出すのは、地区ガバナー、あるいは地区ガバナーにその任務遂行が不可能な場合には、それが可能な最も近年の元地区ガバナーの義務であり、会議の議長を務めるのも同ガバナーの責任である。議長は、会議の結果を7日以内に国際本部に報告すると共に、会議の案内を出した証拠と出席者の記録を提出する。会議出席の案内を受ける資格を持ち、会議に出席した会員には、選びたいライオンに対して1票を投ずる権利が与えられる。

第1又は第2副地区ガバナー職の空席を補充するために選ばれるライオンは：

- (a) 所属単一又は準地区内のグッドスタンディングの正ライオンズクラブにおけるグッドスタンディングの正会員であり、
- (b) 所属クラブの推薦、あるいは所属地区内過半数のクラブの推薦を受け、
- (c) 第1又は第2副地区ガバナー就任の時点で、
 - (i) ライオンズクラブの役員(※)として全期又は過半の期間、かつ
 - (ii) 地区キャビネットの構成員(※)として全期又は過半の期間を務めた者でなければならない。
 - (iii) 上記のいずれも、同時に達成させていない。
- (d) 地区ガバナーとして全期又は過半の期間務めていない。

※ 第2副地区ガバナー空席補充の対象となる役職について

(複合地区会則第16条、標準版ライオンズクラブ会則第7条第1項による)

1 ライオンズクラブの役員

会長、前会長、副会長、幹事、会計、奉仕委員長、マーケティング・コミュニケーション委員長、
会員委員長

2 地区キャビネットの構成員

第1副地区ガバナー、第2副地区ガバナー、キャビネット幹事、キャビネット会計、
ゾーン・チェアパーソン、地区委員長